

取得時期	対象資産	発電出力	特例内容
平成24年5月29日 ～ 平成28年3月31日	固定価格買取制度の認定を受けて取得した再生可能エネルギー発電設備	10KW以上	最初の3年度分課税標準額を価格の3分の2に軽減
平成28年4月1日 ～ 平成30年3月31日	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したもの（※） （固定価格買取制度の認定を受けたものは特例の <u>対象外</u> ）	10KW以上	最初の3年度分課税標準額を価格の3分の2に軽減
平成30年4月1日 ～ 令和6年3月31日		1,000KW未満	最初の3年度分課税標準額を価格の3分の2に軽減
		1,000KW以上	最初の3年度分課税標準額を価格の4分の3に軽減

※ 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写しを添付して申告してください。